

令和 7 年札幌市告示第3685号

算数学び「beyond」プロジェクト事業 デジタル教材制
作業務

入札説明書

札幌市教育委員会

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 9 月 2 日（火）

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育部 教育推進課 教育推進係

電話（011）211－3851 FAX（011）211－3852

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

算数学び「beyond」プロジェクト事業 デジタル教材制作業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

上記（1）の委託業務に要する一切の諸経費を含めた総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

- (2) 令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「情報サービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去3年以内に本市または、他自治体において同様のデジタル教材作成業務（教科書に基づく教材作成、オクリンクを活用した教材作成等）1件以上の履行実績があること。また、その実績を証する書面として、契約書の写しを事前に提出ができる者であること。

5 入札手続等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記2に同じ。

- (2) 入札参加資格の審査方法

事前審査とし、令和7年9月9日（火）17時15分までに、入札参加資格を証明する書面（本市または、他自治体においてデジタル教材作成業務（教科書に基づく教材作成、オクリンクを活用した教材作成等）の1件以上の履行実績を証する書面として、契約書の写し）等を書面による持参、送付又は電子メールにより提出し、担当者の確認を受けることとする。

- (3) 入札の日時及び場所

令和7年9月10日（水）11時30分

札幌市教育委員会入札室（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階）

- (4) 入札書の提出方法

持参又は送付により提出することとし、上記2あてに令和7年9月10日（水）11時00分（必着）までに提出すること。

なお、持参又は送付する場合に当たっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に指名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年9月10日（水）11時30分開札「算数及び「beyond」プロジェクト事業 デジタル教材制作業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年9月10日（水）11時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年9月10日（水）11時30分開札「算数及び「beyond」プロジェクト事業 デジタル教材制作業務」の入札書在中」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年9月10日（水）11時00分までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

ウ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(9) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年9月5日（金）13時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年9月8日（月）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止措置」という。）を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申し出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書案のとおり。